

社会福祉法人 泰斗  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰斗（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(理事及び評議員報酬)

第4条 理事長が理事会又は評議員会以外の日において、法人及び法人が実施する高齢者福祉サービス等の事業（以下「事業」という。）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び法人が実施する事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の指導監査立ち合い及び運営状況の視察又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する理事においては、この規程は適用しない

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| 名称             | 報酬額    | 実費弁償 (交通費) | 合計     |
|----------------|--------|------------|--------|
| 理事会及び評議員会出席報酬等 | 3.000円 | 2.000円     | 5.000円 |

※源泉税徴収

別表2 (第4条及び第5条関係)

| 名称           | 報酬額    | 実費弁償 (交通費) | 合計      |
|--------------|--------|------------|---------|
| 理事長業務報酬等     | 8.000円 | 2.000円     | 10.000円 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 3.000円 | 2.000円     | 5.000円  |
| 監事監査指導報酬等    | 3.000円 | 2.000円     | 5.000円  |

別表3 (6条関係)

| 名称     | 報酬額 (日当) | 実費弁償 (交通費) | 合計        |
|--------|----------|------------|-----------|
| 報酬及び旅費 | 3.000円   | 実費         | 3.000円+実費 |

社会福祉法人 泰斗

評議員選任・解任委員会委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰斗（以下、「法人」という。）の評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で委員とは、法人の監事1名、外部委員1名、事務局員1名をいう。

(評議員選任・解任委員会出席報酬)

第3条 委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(適用除外)

第3条 法人の職員である委員においては、この規程は適用しない。

(改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 名称               | 報酬額    | 実費弁償（交通費） | 合計     |
|------------------|--------|-----------|--------|
| 評議員選任・解任委員会出席報酬等 | 3,000円 | 2,000円    | 5,000円 |

※源泉税徴収